

保健福祉・協働委員会委員長報告

保健福祉・協働委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第141号議案 令和7年度岡山市一般会計補正予算（第3号）について、以下3件の議案についてであります。

これらの審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、甲第142号議案 令和7年度岡山市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）については一部委員から反対があり賛成多数で、その他の議案については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程で特に議論となりました点についてご報告いたします。

まず、甲第141号議案 令和7年度岡山市一般会計補正予算（第3号）中、保健福祉局の所管分のうち、給食サービス促進事業及び高齢者・障害者施設等運営支援事業についてです。

これらの事業は、食材料費の物価高騰の影響を受ける事業者・施設等へ支援金を支給するものです。

事業費は給食サービス促進事業費160万円、高齢者・障害者施設等運営支援事業費1億6,300万円で、対象期間は令和7年10

月から令和8年3月までであります。事業費の財源は主に一般財源で構成され、一部には国庫支出金が充当されるものです。

まず委員から、前回の支給に追加して一般財源を活用して引き続き支援をいただけることには感謝している。食材料費だけでなく人件費や光熱水費等も上昇している現状であるので、事業者等の経営状況も踏まえながら、必要な支援措置を続けてほしい、との意見があり、当局から、食材料費が高騰する中、利用者の健康を考え、栄養バランスの取れた食事を安定して提供できるよう事業者・施設等に支援をしようとするものであり、利用者が困らないように注意していきたい、との答弁がありました。

次に、甲第142号議案 令和7年度岡山市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）についてです。

本補正予算は、国の制度改正により令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に対応するため、後期高齢者医療制度における必要なシステム改修を行おうとするもので、その内容は、岡山県後期高齢者医療広域連合電算処理システムと連携する本市システムの賦課・徴収業務機能の改修に係るものであります。

まず委員から、国の制度改正に対応するためのシステム改修であるが、支援金制度そのものを知らない方が多いのではないか。制度の周知方法等についてはどう考えているのか、との質問があり、当局から、制度の浸透、周知は重要であり、国においても、しっかりと理解できる形で届くような周知・広報等をしていただきたいと考えており、指定都市市長会等を通じてそういった要望をしていると

ころである。

保険者である岡山県後期高齢者医療広域連合が保険料を算定し、各市町村が徴収事務を行う仕組みであるが、本市から被保険者に保険料のお知らせを送る際には制度に係るリーフレットの配付などにより、丁寧に説明、対応をしていく所存である。

しかしながら、現時点で省令等も出ておらず、詳細はまだ示されていない状況であるため、今後国の動向を注視していきたい、との答弁がありました。

以上、本委員会における議論をご報告いたしました。このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。当局におかれましては、それらの意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添え、保健福祉・協働委員会の報告を終わらせていただきます。